

令和 8～10 年度
五霞町上下水道事業包括の維持管理業務委託
実施要領書

令和 7 年 1 0 月
五霞町

この実施要領書は、五霞町が実施する令和 8～10 年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託(以下「本業務」という。)を受託する事業者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。これらの書類を総称して、以下「実施要領書等」という。

- (1)要求水準書
- (2)提案評価基準書
- (3)契約書(案)
- (4)様式集

参加希望者は、実施要領書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目次

1 業務概要.....	5
1. 1 件名.....	5
1. 2 業務実施場所.....	5
1. 3 公共施設等の管理者の名称.....	5
1. 4 実施目的.....	5
1. 5 本業務の対象事業、対象施設及び対象業務.....	5
1. 6 委託期間.....	6
1. 7 許認可等の取得に関する事項.....	6
1. 8 法令等の遵守.....	6
2 プロポーザル参加に関する条件等.....	6
2. 1 参加者の構成等.....	6
2. 2 参加資格要件.....	6
2. 3 参加資格確認基準日.....	7
2. 4 募集に関する留意事項.....	7
3 募集及び選定等の日程.....	9
4 募集に関する手続き等.....	9
4. 1 実施要領書等に関する質問の提出.....	9
4. 2 実施要領書等に関する質問への回答公表.....	10
4. 3 参加表明書及び参加資格確認書類の提出.....	10
4. 4 参加資格確認結果の通知.....	10
4. 5 企画提案書の提出.....	10
4. 6 応募の辞退.....	12
5 委託者の決定等.....	12
5. 1 委員会の設置.....	12
5. 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	12
5. 3 優先交渉権者の決定.....	12
5. 4 選定結果の通知等.....	13
5. 5 参加者がいない場合の取扱い.....	13
5. 6 参加者が1者であった場合の取扱い.....	13

5. 7 契約手続き	13
6 本業務に関する問合せ先.....	13
別紙－1 令和8～10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて	14
別紙－2 令和8～10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託共同企業体協定書（例）	15

1 業務概要

1. 1 件名

令和 8～10 年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託

1. 2 業務実施場所

管理・運用すべき施設は次のとおりである。

- (1) 川妻浄水場
- (2) 環境浄化センター
- (3) 大福田地区処理場
- (4) 東部地区処理場
- (5) 北部地区処理場
- (6) 南部地区処理場
- (7) その他付帯施設

1. 3 公共施設等の管理者の名称

五霞町長 知久清志

1. 4 実施目的

本業務は、五霞町の水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を、民間事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理が実現できるよう、複数年にわたり包括的に性能発注により委託することで、上下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

1. 5 本業務の対象事業、対象施設及び対象業務

(1) 対象事業

本業務は、五霞町で所管している次の 3 事業における維持管理業務である。

- 1) 五霞町水道事業
- 2) 五霞町公共下水道事業
- 3) 五霞町農業集落排水事業

(2) 維持管理対象施設

維持管理の対象となる施設は、五霞町が整備し所管する水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の全てである。

(3) 対象業務

事業者が行う対象業務は、次に示すとおりである。

- 1) 五霞町水道施設の運転管理、保全管理、その他業務
- 2) 五霞町公共下水道施設の運転管理、保全管理、その他業務

3) 五霞町農業集落排水施設の運転管理、保全管理、その他業務

1. 6 委託期間

本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

なお、委託契約締結の日から令和8年3月31日までは業務の移行期間とし、事業者は五霞町及び前受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

1. 7 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は五霞町が行うが、書類等の作成にあたって、事業者は五霞町を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、五霞町は事業者を支援する。

1. 8 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たって、水道法、下水道法、浄化槽法、その他の関係する法令、条例、企業管理規程、基準等を遵守しなければならない。

2 プロポーザル参加に関する条件等

2. 1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については五霞町の了承を得た上で認める。

(1) 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体を構成する企業(以下「構成員」という。)の数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。

(3) 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。

(4) 代表企業の変更、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段事情があると五霞町が認めた場合は、この限りではない。

(5) 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

(6) 参加者と資本面・人事面において関連がある者が、他の参加者、構成員となることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいう。

2. 2 参加資格要件

参加者(共同企業体の場合は代表企業及び構成員)は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、「令和8~10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱について」に示す取扱いとする。

(1) 参加者の制限

- 1) 令和 6・7 年度五霞町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がある者。
- 2) 公示日以後に、五霞町入札参加指名停止等措置規則(平成 17 年五霞町規則第 13 号)に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- 3) 五霞町公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成 19 年五霞町条例第 33 号)に該当する者でないこと。
- 4) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ア) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条及び改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - イ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

(2) 参加者の履行実績

参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。なお、履行実績は、令和 6 年度までに 3 年以上の実績を有すること。なお、単独企業である場合は以下の全ての要件を満たすものとし、共同企業体の場合、代表企業は全ての要件を満たし、構成員は 1) から 4) の要件のいずれかを満たすこと。

- 1) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく給水人口 14,200 人以上又は日最大給水量 11,500 m³/日以上の水道事業における水道施設の運転・維持管理業務を、元請として平成 26 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- 2) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく分流式の現有処理能力 3,400 m³/日以上を終末処理場の運転・維持管理業務を、元請として平成 26 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- 3) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく農業集落排水処理場又は 501 人槽以上の合併処理浄化槽の運転・維持管理業務を、元請として平成 26 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- 4) 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和 62 年建設省告示第 1348 号)に基づく下水道処理施設維持管理業者登録並びに浄化槽法第 48 条に基づく茨城県の浄化槽保守点検業登録を有する者であること。

2. 3 参加資格確認基準日

- 1) 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。
- 2) 参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。
- 3) また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

2. 4 募集に関する留意事項

(1) 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 募集の取りやめ等

五霞町は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、五霞町は、その賠償の責を負わない。

- 1) 参加者が連合し又は不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- 2) 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(3) 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書を提出できない。

(4) 実施要領書等の承諾

参加者は、参加表明書(様式 2)の提出をもって、実施要領書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(5) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属するものとし、第三者には公表できないものとする。ただし、公表、展示その他町が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、五霞町は参加者の承諾を経て必要な範囲でこれ無償で使用するができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、五霞町が指示をした場合を除き認めない。

3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類(契約書、証明書の写し等)の提出を求めることがある。

4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(9) 提供資料の取扱い

五霞町が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても五霞町の上承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

3 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、表3-1のとおりとする。

表3-1 事業者の募集及び選定の日程

項 目	日 程
募集公告及び実施要領書等の公表	令和7年10月27日
実施要領書等に関する質問の受締切	令和7年11月5日
実施要領書等に関する質問への回答公表	令和7年11月14日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切	令和7年11月21日
資料閲覧	令和7年10月27日～11月21日
参加資格確認結果の通知	令和7年12月1日
企画提案書の受付締切	令和8年1月9日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年1月23日
選定結果の通知、審査結果及び審査講評の公表	令和8年1月30日
契約締結	令和8年2月6日

4 募集に関する手続き等

4. 1 実施要領書等に関する質問の提出

実施要領書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月27日から令和7年11月5日 17時00分まで

(2) 提出方法

実施要領書等に関する質問書に必要事項を記入し、電子メールにより「6 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「実施要領書等に関する質問_会社名」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

(3) 提出書類

- 1) 実施要領書等に関する質問書 様式1

4. 2 実施要領書等に関する質問への回答公表

実施要領書等に関する質問への回答は、令和7年11月14日に本業務に係るホームページで公表する。

4. 3 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書とともに参加資格確認書類を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月27日から令和7年11月21日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。)

(2) 提出方法

「6 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

1) 参加表明書及び添付書類

ア 参加表明書 様式2-1または2-2 (単独企業の場合は2-1、共同企業体の場合は2-2)

イ 会社概要 (最新のもの)

ウ 登記簿謄本 (募集公告日以降に交付されたもの)

エ 業者登録 (下水道処理施設維持管理業者登録、浄化槽保守点検業登録の写しなど、登録を確認できる書類を添付すること。)

オ 水道施設の維持管理業務の実施実績 様式3-1 (履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

カ 下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績 様式3-2 (履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

キ 農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績 様式3-3 (履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

ク 共同企業体協定書 (共同企業体の場合)

ケ 委任状 様式6 (共同企業体の場合)

4. 4 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年12月1日までに、参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記して通知する。

4. 5 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書類提出届とともに企画提案書を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年12月2日から令和8年1月9日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。)

(2) 提出方法

「6 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

表5-1を参照すること。

企画提案書の様式4-1から様式4-10については、正本一部及び副本1部を提出する。

表5-2 企画提案書提出時の提出書類

提出書類		様式	ページ数	作成要領等
企画提案書類提出届		様式4	—	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
企画提案書	業務実施方針について	様式4-1	2ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	業務実施体制について	様式4-2	1ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	担当予定者の資格経験・従事者の教育対策等について	様式4-3	2ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	運転管理業務について	様式4-4	3ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	保安全管理業務について	様式4-5	3ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	外注業務について	様式4-6	1ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	ユーティリティ調達管理について	様式4-7	1ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	危機管理・安全対策について	様式4-8	2ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	管理方法及びコスト縮減の工夫、独自提案等の効果的な手法等について	様式4-9	1ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	地元貢献に関する提案について	様式4-10	1ページ	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	価格提案書	様式4-11	—	様式に記載している事項に従い、記入すること。
	事業費内訳書	様式4-12	—	様式に記載している事項に従い、記入すること。
企画提案書の電子データ		—	—	上記企画提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式の電子データ一式をCD-ROMに収納し、提出すること。

(4) 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- 1) 使用する用紙は A4 版縦と A3 版横とし、ファイル綴じとする。
- 2) ページ数に制限がある場合はそれに従うこと。
- 3) 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- 4) Microsoft Word 又は Excel 形式により作成することを基本とする。
- 5) 原則として横書きで簡潔かつ明瞭に記述すること。
- 6) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表等は適用しない。
- 7) カラー印刷を可能とする。
- 8) 企画提案書の様式 4-1 から様式 4-12 については、ロゴマークの使用を含めて、構成員名が分かる記述を避けること。ただし、正本一部については、表紙にて構成員名を明らかにすること。(副本の表紙は、別途、本町が指定する名称を記載すること)。

4. 6 応募の辞退

参加表明書の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和 8 年 1 月 9 日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 9 時から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。)に、辞退届を「6 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

- 1) 辞退届及び添付書類

ア 辞退届 様式 5

5 委託者の決定等

5. 1 委員会の設置

五霞町は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

委員会の委員は、五霞町の職員により構成する。なお、参加者が、募集公告から優先交渉権者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

5. 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び五霞町は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

5. 3 優先交渉権者の決定

提案評価基準書に基づき、委員会の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、五霞町は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び企画提案書の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準書を参照のこと。

5. 4 選定結果の通知等

五霞町は、選定結果を参加者に速やかに通知(令和8年1月30日)するとともに、本業務に係るホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表(令和8年1月30日)することとするが、この際、優先交渉権者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

5. 5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、五霞町はその旨を速やかに本業務に係るホームページで公表する。

5. 6 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、提案評価基準書に従い審査を行う。

5. 7 契約手続き

(1) 業務契約の締結

五霞町は、優先交渉権者に契約交渉を行い、業務契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書(案)を参照のこと。

(2) 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

五霞町は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

6 本業務に関する問合せ先

所在地 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1

担当者 五霞町役場建設水道課 水道係、下水道係

電話 0280-84-3000

FAX 0280-84-0828

電子メール kensetsu@town.goka.lg.jp

別紙－１ 令和８～１０年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、令和８～１０年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

１ 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

２ 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

（１）構成員数の上限は任意とする。

（２）各構成員は、当該事業を構成する一部の業務または当該事業と同種の維持管理業務について、元請としての実施実績を有すること。

３ 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）共同企業体協定書の写し（任意様式）別紙－２に例を示す

４ 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

（１）実施要領書 2.2 に定める参加資格要件のうち（１）から（４）は、代表者が全て満たすものとする。

（２）共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。

（３）代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

別紙－２ 令和８～１０年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

２ 令和８～１０年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。)の受託

３ 前号に附帯する業務

（名称）

第２条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後３か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所、名称及び担当業務内容）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇〇

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料(前払金及び部分代金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

商号又は名称 〇〇 〇〇%

商号又は名称 〇〇 〇〇%

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、令和8～10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印